

IV 振興山村への優遇措置一覧

IV 振興山村への優遇措置一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考	
		振興山村	一般地域				
特別事業	1 中山間地域等直接支払交付金	補助率 定額		農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第3条第3項第2号予算措置	農林水産省	□	
	2 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型)	補助率 定額 (1/2等)		農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項			
	3 農山漁村地域整備交付金のうち						
	農村集落基盤再編・整備事業の一部	補助率 55/100等		土地改良法第126条 ※同法施行令第78条			
	草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型)	補助率 55/100等					
	4 中山間地域農業農村総合整備事業	補助率 55/100等		土地改良法第126条 ※同法施行令第78条			
	5 農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	補助率 定額等		予算措置			
	6 中山間地域所得確保推進事業	補助率 定額等		予算措置			
	7 山村活性化支援交付金	補助率 定額		予算措置 山村振興法第10条		○	
	8 携帯電話等エリア整備事業	補助率 2/3等		予算措置 電波法第103条の2	総務省	□	
	9 高度無線環境整備推進事業	補助率 1/2等		予算措置 電波法第103条の2			
	10 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	補助率 1/2等 ケーブルテレビ網の2ルート化等の整備に加え、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助	補助率 1/2等 ケーブルテレビ網の光化・2ルート化等の整備費用を補助	予算措置			
	11 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設の高度化支援)	補助率 1/2等	補助率 1/2等	予算措置			
	12 民放ラジオ難聴解消支援事業	補助率 2/3等	補助率 2/3等	予算措置			

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
特別事業	13 地域医療介護総合確保基金 (生活支援ハウス) (注)離島、山村等の特別措置法に基づくものに限る	補助率 定額		予算措置	厚生労働省	<input type="checkbox"/>
	14 畦島・中山間地域等サービス確保対策事業	補助率 1/2等		予算措置	厚生労働省	<input type="checkbox"/>
	15 畦島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	補助率 1/2		予算措置	厚生労働省	<input type="checkbox"/>

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
融資制度	1 振興山村・過疎地域経営改善資金	償還期限 25年以内 据置 8年以内 利 率 (令和7年3月19日現在) ①補助(一般)1.85% ②補助(共同利用) 2.85% ③非補助 1.70%		※山村振興法第17条 ※株式会社日本政策金融公庫法第12条第4項別表第5第5号	農林水産省 (株)日本政策金融公庫	<input type="checkbox"/>
	2 中山間地域活性化資金	①加工流通施設 償還期限 15年以内 据置 3年以内 利 率 1.45~1.90% ②保健機能増進施設 償還期限等は、①と同じ ③生産環境施設 償還期限 25年以内 据置 8年以内 利 率 1.70% 注1:上記の利率(令和7年3月19日現在)は、公庫の貸付利率であり、系統等の貸付利率は、各都道府県が独自に設定。 注2:③は、系統等の場合、「生活環境施設」が対象。	①の資金は利用可能(ただし、申込者は、中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること等が必要) ②、③の資金は中山間地域内であれば利用可能	※株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号別表第1第11号		

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考	
		振興山村	一般地域				
補助率の嵩上げ	1 農山漁村振興交付金のうち					農林水産省 一	
	地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型	補助率 55%相当	補助率 50%相当	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項			
	情報通信環境整備対策	補助率 55%相当	補助率 50%相当	予算措置			
	2 農山漁村地域整備交付金のうち						
	農地整備事業 (経営体育成型、耕作放棄地型)	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条			
	水利施設等整備事業 (畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型のうち担い手育成対策)	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条			
	農業基盤整備促進事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置			
	水利施設等整備事業 (地域農業水利施設保全型)	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置			
	防災ダム事業 (防災ため池工事)	補助率 55/100	補助率 50/100 他	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 予算措置			
	ため池等整備事業 (ため池緊急防災体制整備促進事業)	補助率 55/100	補助率 50/100				
	地域ため池総合整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他				
	ため池群整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他				
	農村灾害対策整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100				
	森林基盤整備事業のうち森林整備事業(林道の開設)	補助率 50/100	補助率 45/100	森林法第193条 ※同法施行令第12条			

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
補助率の嵩上げ	3 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型(活動計画策定事業))	補助率 ・ソフト定額 (上限600万円)	補助率 ・ソフト定額 (上限500万円)	予算措置	農林水産省	一
	4 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業) (農地中間管理機構関連農地整備事業)	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 予算措置		
	5 農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設整備事業 ・低炭素農業水利システム構築型 ・流域治水対策型 ・農地集積促進型 ・簡易整備型 ・畑作等推進支援水利再編型 畠地帯総合整備事業 ・畠地帯総合整備型 (担い手育成対策) ・畠地帯総合整備中山間地域型 (担い手育成対策) ・高収益作物導入促進型 ・高収益作物転換型 ・畑作物等転換型	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 予算措置		
	6 農地耕作条件改善事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	7 畑作等促進整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	8 農業水路等長寿命化・防災減災事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	9 農村地域防災減災事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条		
	10 農村整備事業 (農道・集落道整備事業のうち集落道の整備、営農飲雜用水施設整備事業、地域資源利活用施設整備事業、集落防災安全施設整備事業)	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	11 烏獸被害防止総合対策交付金	補助率 55/100 以内	補助率 1/2 以内	予算措置		
	12 森林環境保全整備事業(林道の開設)	補助率 50/100	補助率 45/100	森林法第193条 ※同法施行令第12条	林野庁	一

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
補助率の嵩上げ	13 消防防災施設整備費補助金（防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））	補助率 55/100 以内 (財政力指数が 0.44 以下の市町村 に限る)	補助率 1/3 以内	予算措置	消防庁	○
	14 公立小中学校等の危険建物等の改築	補助率 55/100 (財政力指数が 0.40 未満である市 町村の区域内にあ るものに限る)	補助率 1/3	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律第 12 条 第 1 項	文部科学省	—
	15 保育所の整備	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置	こども家庭庁	□
	16 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	補助率 3/4	補助率 2/3	予算措置	厚生労働省	□

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考			
		振興山村	一般地域						
採択基準等の緩和	1 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	受益面積 5ha 以上	受益面積 20ha 以上	予算措置	農林水産省	—			
	2 農山漁村地域整備交付金のうち								
	農地整備事業 (通作条件整備)	(うち基幹農道整備)		土地改良法 第 85 条 ※同法施行 令第 50 条第 12 項 予算措置					
		受益面積 30ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 3.0m 以上	受益面積 50ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 4.0m 以上						
		(うち一般農道)							
		受益面積 30ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.0m 以上	受益面積 50ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.5m 以上						
	水利施設等整備事業 (畑地帯総合整備型) (畠地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策))	受益面積 10ha 以上 等 (受益地に担い手が 1 戸以上) (北海道 100ha 以上)	受益面積 20ha 以上 等	土地改良法 第 85 条 ※同法施行 令第 50 条第 4 項					

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考			
		振興山村	一般地域						
採択基準等の緩和	草地畜産基盤整備事業	(うち道営草地整備事業)		土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置		—			
		受益面積 250ha 以上 (北海道に限る)	受益面積 500ha 以上 (北海道に限る)						
		(うち公共牧場整備事業)							
		既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上)	既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上)						
		受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上)	受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上)						
		(うち再編整備事業)							
		・事業参加者 5人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業 完了後 1,500 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上	・事業参加者 10人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業 完了後 3,000 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上						
		(うち水田地帯等担い手育成整備事業)							
		・事業参加者 5人以上 ・事業完了後の牛飼養 頭数が、成牛換算で 50 頭以上増加 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上	・事業参加者 10人以上 ・事業完了後の牛飼養 頭数が、成牛換算で 100 頭以上増加 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上						
	漁業集落環境整備事業	漁業集落人口 50 人以上 5,000 人以下	漁業集落人口 300 人以上 5,000 人以下		予算措置				
	森林基盤整備事業 のうち森林整備事 業（林道の改良）	利用区域森林面積 200ha 以上（幹線）	利用区域森林面積 500ha 以上（幹線）		森林法 第193条 ※同法施行 令第12条				
3 水利施設等保全 高度化事業 (水利施設整備事業 (農地集積促進型、畑作等 推進支援水利再編型))	受益面積 10ha 以上	受益面積 20ha 以上	土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 5項	農林水産省	—				
	受益面積 10ha 以上等 (受益地に担い手が 1戸以上) (北海道 100ha 以上)	受益面積 20ha 以上等							
4 水利施設等保全 高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備中山間 地域型 (担い手育成対策)))	受益面積 10ha 以上等 (受益地に担い手が 1戸以上) (北海道 100ha 以上)	受益面積 20ha 以上等	土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 4項	農林水産省	—				

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考			
		振興山村	一般地域						
採択基準等の緩和	5 農業競争力強化農地整備事業 (草地畜産基盤整備事業)	(うち道営草地整備事業)		土地改良法 第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置	農林水産省	—			
		受益面積 250ha 以上 (北海道に限る)	受益面積 500ha 以上 (北海道に限る)						
		(うち公共牧場整備事業)							
		・既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上)	・既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上)						
		・受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上)	・受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上)						
		(うち再編整備事業)							
		・事業参加者 5 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業 完了後 1,500 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上 (北海道 100ha 以上)	・事業参加者 10 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業 完了後 3,000 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上 (北海道 200ha 以上)						
		受益面積 10ha 以上 高収益作物新規作付面積 1 ha 以上	受益面積 20ha 以上 高収益作物新規作付面積 2 ha 以上						
		7 水利施設等保全 高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (高収益作物導入促 進型))	団地要件 0.5ha 以上	団地要件 1ha 以上	土地改良法 第85条 ※同法施行令第50条第7項 ※予算措置	農林水産省			
		8 農村整備事業 (農道・集落道整備 事業)	受益面積 車道幅員 30ha 以上 3.0m 以上	受益面積 車道幅員 50ha 以上 4.0m 以上	土地改良法 第85条 ※同法施行令第50条第12項 予算措置	農林水産省			
		9 強い農業づくり 総合支援交付金の うち産地基幹施設 等支援タイプ	・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等	・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等	予算措置	農林水産省			
		10 農産物等輸出拡 大施設整備事業	・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等	・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等	予算措置	農林水産省			
		11 産地生産基盤パ ワーアップ事業の うち収益性向上対 策	・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等	・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等	予算措置	農林水産省			

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
採択基準等の緩和	12 森林環境保全整備事業 (林道の改良)	幹線の要件が 利用区域森林面積 200ha 以上 効率的施業区域等では 30ha 以上	幹線の要件が 利用区域森林面積 500ha 以上 効率的施業区域等では 50ha 以上	森林法 第193条 ※同法施行令第12条	林野庁	—
	13 野菜価格安定対策事業のうち特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	対象産地の指定野菜作付面積 ・果菜類除く 概ね 5ha 以上 ・果菜類 概ね 3ha 以上	対象産地の指定野菜作付面積 ・果菜類除く 概ね 10ha 以上 ・果菜類 概ね 5ha 以上	予算措置	農林水産省	—
	14 漁村整備事業	漁業集落人口 50人以上 5,000人以下	漁業集落人口 300人以上 5,000人以下	予算措置	水産庁	—

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
その他	1 基幹的な市町村道及び農道、林道、漁港関連道の整備	都道府県の代行		※山村振興法第11条	国土交通省 農林水産省	○
	2 国有林野活用の特例的取扱い	分収造林契約の収益分収割合		※国有林野の活用に関する法律第3条第1項第7号	林野庁	○
		造林者 100分の 80 (北海道 100分の 90) 国 100分の 20 (北海道 100分の 10)	造林者 100分の 70 (北海道 100分の 80) 国 100分の 30 (北海道 100分の 20)			
	3 辺地債についての特別措置	辺地度点数の算定において、特定振興山村(振興山村であって財政力指数が 0.4 未満の市町村(過疎地域の市町村は除く。))については 25 点を加算		辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条 ※施行令第1条、省令第1条及び第2条	総務省	□
	4 地域脱炭素推進交付金のうち 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)	事業計画の一部が山村地域で実施される場合、公募審査時に加点して評価		地球温暖化対策の推進に関する法律第19条	環境省	—

注：1 備考欄の表示は次のとおりである。

- ----- 山村振興計画に基づき採択される事業、措置等
- ◇ ----- 市町村が作成する産業振興施策促進事項に基づき実施される措置等
- (△ ----- 山村振興計画樹立地域が優先して採択される事業、措置等)
- ----- 採択要件に振興山村を規定している事業、措置等
- ----- 上記以外で振興山村が優遇されている事業、措置等

2 ※は振興山村の優遇措置根拠